

令和2年度 財政援助団体等監査報告書
(特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等を交付した団体に対して、補助金等の額の算定、交付方法、手続等は適正か、事業は目的に沿って適切に執行されているか等を主眼として、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象

特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会（以下「障害者団体連絡協議会」という。）に係る平成30年度、令和元年度の財政援助に係る出納、その他の事務の執行及び健康福祉部福祉課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。

また、指定管理業務の状況について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和2年9月24日から令和2年10月26日まで

3 監査の方法

平成30年度、令和元年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果等

1 障害者団体連絡協議会の概要

障がいのある人の自立、社会参加を支援し広く市民に対して障がい者への理解と交流の促進を図ることにより、地域福祉の発展に寄与するための活動を行っている。

2 市との関係

(1) 補助金の状況

市は、日向市社会福祉関係団体運営補助金交付要綱等に基づき、補助金を交付している。

ア 障害者団体連絡協議会事務局運営補助金	227,000 円
イ 身体障害者スポーツ交流事業補助金	99,000 円

(2) 指定管理料の状況

ア 日向市障がい者センター指定管理業務	14,129,630 円
---------------------	--------------

3 監査の結果及び意見

障害者団体連絡協議会の補助金等に係る出納その他の事務及び所管課にお

ける補助金等交付事務については、一部不適切な事務処理が見受けられたので所要の措置を実施するよう求める。

【指摘事項】

- (1) 支払事務において、請求書の日付よりも早く支払われている事例があった。

また、事業の運営にあたっては、次の点も留意あるいは改善が必要と考える。

【注意事項】

- (1) 収入調書及び支出伺に事務局長の押印がないもの、収入調書の日付を修正液で訂正しているもの、請求書に請求日の記載のないものが見受けられた。
- (2) 支出科目において、疑義のあるものが見受けられた。
- (3) 契約事務において、見積依頼書のないもの、4月1日で契約すべきものを3月7日付けで契約しているもの、契約書に収入印紙が貼付されていないもの等が見受けられた。

【意見・要望】

- (1) 事務処理区分を明確にし、統一した事務を行うため、事務処理に関する規程等の作成を急がれたい。
- (2) 事務処理の誤り防止、リスク管理の観点から事務処理マニュアル等の作成を検討されたい。

第3 措置状況

前項の指摘等の各項目について措置を講じた場合は、別紙により通知されたい。

期限 令和3年1月29日

(別紙)

令和2年度定期監査結果の措置状況について
(特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会)

指摘等	措置状況
<p>【指摘事項】 (1) 支払事務において、請求書の日付よりも早く支払われている事例があった。</p>	
<p>【意見・要望】 (1) 事務処理区分を明確にし、統一した事務を行うため、事務処理に関する規程等の作成を急がれたい。</p>	
<p>(2) 事務処理の誤り防止、リスク管理の観点から事務処理マニュアル等の作成を検討されたい。</p>	

令和2年度財政援助団体等監査報告書
(社会福祉法人日向市社会福祉協議会)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が交付した補助金等の財政援助について、補助金等の額の算定、交付方法、手続等は適正か、事業は目的に沿って適切に執行されているか、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象

社会福祉法人日向市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に係る平成30年度、令和元年度の財政援助に係る出納、その他の事務の執行及び健康福祉部福祉課、高齢者あんしん課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。

また、指定管理業務の状況について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和2年9月24日から令和2年10月26日まで

3 監査の方法

平成30年度、令和元年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果等

1 社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に設立されたものである。

2 市との関係

(1) 補助金の状況（令和元年度）

市は「日向市社会福祉法人の助成に関する条例」及び「日向市社会福祉協議会運営補助金交付要綱」等に基づき、社会福祉協議会へ補助金を交付している。

ア 日向市社会福祉協議会運営補助金（合計46,917,000円）

（ア）事務局人件費 41,319,000円

（イ）総合福祉センター管理運営費 3,573,000円

（ウ）東郷支所管理運営費 732,000円

（エ）福祉推進員活動事業費 703,000円

（オ）東郷地域総合福祉センター管理運営費 590,000円

イ 民生委員活動費補助金（合計25,429,360円）

（ア）民生委員・児童委員活動補助 20,413,360円

(イ) 民生委員・児童委員協議会事務局補助	3,219,000円
ウ ボランティアまちづくり事業補助金	1,797,000円

(2) 指定管理料の状況 (合計21,940,343円)

ア 日向市老人福祉センター指定管理業務	6,310,898円
イ 日向市日知屋児童センター指定管理業務	5,474,222円
ウ 日向市大王谷児童館指定管理業務	5,474,223円
エ 日向市駅東駐車場指定管理業務	4,681,000円

3 監査の結果及び意見

社会福祉協議会の補助金等に係る出納その他の事務及び所管課における補助金等交付事務については、一部を除き、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、事業の運営にあたっては、次の点について留意あるいは改善が必要と考える。

【注意事項】

(1) 見積書に日付がないもの、件名が誤っているもの、契約執行調書等の決裁や回覧文書に会長印の押印のないものが見受けられた。

(2) 児童クラブの利用料収入について、収納から預入までの期間が、経理規程で定める期間を超過しているものが見受けられた。

【意見・要望】

(1) 社会福祉協議会

ア 社会福祉協議会が実施する事業は、おおむね社会福祉協議会の自主財源によるもの及び行政からの補助金または事業委託によるものに大別される。

本市の地域福祉の向上を持続可能なものとするために、所管課との協議を深め、社会福祉協議会と行政それぞれが担うべき事業とその費用負担を明確にするとともに、社会福祉協議会においても自主財源の確保や経費節減、さらに人材の育成にも努められたい。

イ 社会福祉協議会が管理する施設の老朽化により、市民への福祉サービス低下を招かないよう、所管課との中長期的な視点での検討が望まれる。

ウ 1者随意契約の業務委託について、長期継続契約の方法によることも検討されたい。

エ 日知屋児童センター、大王谷公民館の備品台帳について、指定管理協定の仕様書に則って整備を図られたい。

オ 出納責任者について経理規程の整備を図られたい。

(2) 所管課

「日向市社会福祉関係団体運営補助金交付要綱」を根拠として各種事業補助金を交付しているが、当要綱は福祉関係団体に対する補助金交付を包括的に規定するものであり、補助金の交付目的、対象経費等が不明確である。

については、日向市補助金交付ガイドラインに基づき、事業ごとに個別具体的な補助金交付要綱を制定されるよう努められたい。

第3 措置状況

前項の意見・要望の各項目について措置を講じた場合は、別紙により通知されたい。

期限 令和3年1月29日

(別紙)

令和2年度定期監査結果の措置状況について
(社会福祉法人日向市社会福祉協議会)

指摘等	措置状況
<p>【意見・要望】</p> <p>(1) 社会福祉協議会</p> <p>ア 社会福祉協議会が実施する事業は、おおむね社会福祉協議会の自主財源によるもの及び行政からの補助金または事業委託によるものに大別される。</p> <p>本市の地域福祉の向上を持続可能なものとするために、所管課との協議を深め、社会福祉協議会と行政それぞれが担うべき事業とその費用負担を明確にするとともに、社会福祉協議会においても自主財源の確保や経費節減、さらに人材の育成にも努められたい。</p>	
<p>イ 社会福祉協議会が管理する施設の老朽化により、市民への福祉サービス低下を招かないよう、所管課との中長期的な視点での検討が望まれる。</p>	
<p>ウ 1者随意契約の業務委託について、長期継続契約の方法によることも検討されたい。</p>	
<p>エ 日知屋児童センター、大王谷公民館の備品台帳について、指定管理協定の仕様書に則って整備を図られたい。</p>	
<p>オ 出納責任者について経理規程の整備を図られたい。</p>	

指摘等	措置状況
<p>(2) 所管課</p> <p>「日向市社会福祉関係団体運営補助金交付要綱」を根拠として各種事業補助金を交付しているが、当要綱は福祉関係団体に対する補助金交付を包括的に規定するものであり、補助金の交付目的、対象経費等が不明確である。</p> <p>については、日向市補助金交付ガイドラインに基づき、事業ごとに個別具体的な補助金交付要綱を制定されるよう努められたい。</p>	

令和2年度 財政援助団体等監査報告書
(一般社団法人日向市観光協会)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が交付した補助金等の財政援助について、補助金等の額の算定、交付方法、手続等は適正か、事業は目的に沿って適切に執行されているか、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象

一般社団法人日向市観光協会（以下「観光協会」という。）に係る平成30年度、令和元年度の財政援助に係る出納、その他の事務の執行及び商工観光部観光交流課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和2年9月24日から令和2年10月26日まで

3 監査の方法

平成30年度、令和元年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果等

1 観光協会の概要

観光協会は、本市及びその周辺地域との連携のもと、観光に関する事業の振興及び促進並びに自然環境の健全な保全を図り、地域経済の発展及び地域文化の向上に寄与することを目的に設立されたものである。

2 市との関係

(1) 補助金の状況

市は、各補助金交付要綱に基づき、補助金を交付している。

ア 日向市観光協会運営等補助金	20,920,000 円
イ 日向市観光ボランティア育成事業補助金	300,000 円

3 監査の結果及び意見

観光協会の補助金に係る出納その他の事務及び所管課における補助金交付事務は、一部を除き、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、事業の運営にあたっては、次の点について留意あるいは改善が必要と考える。

【注意事項】

- (1) 予備費、雑損失について、処務規定に決裁区分の定めがない。
- (2) 収受文書について、受付、回覧のないものが見受けられた。

【意見・要望】

- (1) 観光をとりまく環境がコロナ禍により激変していく中、九州オルレ、お土産品・グッズ開発など新たな取組にも挑戦している。今後とも持続的な事業・活動を進められたい。
- (2) 会計処理に関して、規程等の不備や誤った手続きが見受けられるので、規程等を整備するとともに事務マニュアルを作成・充実させ、担当職員の知識や経験の向上にも取り組まれたい。

第3 措置状況

前項の注意等の各項目について措置を講じた場合は、別紙により通知されたい。

期限 令和3年1月29日

(別紙)

令和2年度定期監査結果の措置状況について
(一般社団法人日向市観光協会)

指摘等	措置状況
<p>【注意事項】 (1) 予備費、雑損失について、処務規定に決裁区分の定めがない。</p>	
<p>【意見・要望】 (1) 観光をとりまく環境がコロナ禍により激変していく中、九州オルレ、お土産品・グッズ開発など新たな取組にも挑戦している。今後とも持続的な事業・活動を進められたい。</p>	
<p>(2) 会計処理に関して、規程等の不備や誤った手続きが見受けられるので、規程等を整備するとともに事務マニュアルを作成・充実させ、担当職員の知識や経験の向上にも取り組まれたい。</p>	

令和 2 年度 財政援助団体等監査報告書
(公益財団法人日向文化振興事業団)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか等を主眼として、次のとおり監査を実施した。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

日向市が出資する公益財団法人日向文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）に係る令和元年度における出納、その他の事務の執行及び教育委員会文化生涯学習課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。
また、日向市文化交流センターの指定管理状況について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和 2 年 9 月 2 4 日から令和 2 年 1 0 月 2 6 日まで

3 監査の方法

令和元年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第 2 監査の結果等

1 文化振興事業団の概要

文化振興事業団は、本市及び東臼杵郡町村圏域における文化芸術・スポーツの振興及び交流を図り、もって健康で豊かな地域づくりに寄与することを目的に財団法人として平成元年 9 月に設立され、平成 24 年 2 月 1 日からは「公益財団法人日向文化振興事業団」として活動している。

2 市との関係

(1) 出資金等の状況

市は、基本財産 3,000 万円の全額を出捐している。

(4 分の 1 以上の出資団体)

(2) 指定管理料の状況

令和元年度日向市文化交流センター指定管理業務 (55,668,186 円)

3 監査の結果及び意見

日向市文化交流センター利用者は、平成 30 年度が 78,178 人で前年度より 3,431 人の減少、令和元年度が 81,401 人で前年度より 3,223 人の増加となっている。

経営面においては、平成 30 年度が 74 万円の純利益、自主文化事業の収支

不足等により、令和元年度が 379 万円の純損失となっている。

事業は、出資目的に沿っておおむね適切に運営されていたものの、一部事務処理については、不適切な処理が見受けられたので、所要の措置を実施するよう求める。

【指摘事項】

- (1) 契約において、事務処理誤りや文書の保管がなされていないものが見受けられた。

また、事業の運営にあたっては、次の点も留意あるいは改善が必要と考える。

【注意事項】

- (1) 契約関係書類において、決裁日の記入のないものや受領印の押印がないもの、添付文書のないもの等、複数の不備が見受けられた。
- (2) 契約事務について、業務の契約完了日より早く支払われている事例が見受けられた。
- (3) 業務委託において、見積依頼決裁のないもの、履行確認願のないもの等が見受けられた。
- (4) 事務処理について、要綱に定めのない様式を使用しているものが見受けられた。

【意見・要望】

- (1) 日向文化振興事業団

ア 自主文化事業について、大幅な見直しを行うなど努力されているところであり、今後も継続した取組みを進められたい。

イ 公益財団法人日向文化振興事業団改革プラン（平成 29 年度～平成 31 年度）の実施結果について、検証と総括を行い明確な将来ビジョンを示されたい。

ウ 指定管理業務について、指定管理者モニタリングチェックシートの自己評価を市の評価が下回る項目が見受けられるので、各評価内容の詳細な分析に基づき、所管課と十分協議を行うなど、継続して業務改善に取り組みたい。

エ 前年度においても述べたところであるが、契約手続きという重要な事務については決しておろそかに扱えないものであり、財政援助団体等で

もあることから、日向市の契約規程等を準用するなど適正な事務の進め方が求められる。

事務処理について、速やかな改善を図られたい。

オ 会計事務処理の誤り防止、リスク管理の観点からマニュアル等の作成を急がれたい。

カ 事業目的の展開をより効果的に図るために、コスト削減に向けた競争性の高い業務委託のあり方等について検討されたい。

(2) 所管課

関係する法改正などの情報提供を速やかに行い、適宜、助言、指導をお願いしたい。

第3 措置状況

前項の指摘等の各項目について措置を講じた場合は、別紙により通知されたい。

期限 令和3年1月29日

(別紙)

令和2年度定期監査結果の措置状況について
(公益財団法人日向文化振興事業団)

指摘等	措置状況
<p>【指摘事項】 (1) 契約において、事務処理誤りや文書の保管がなされていないものが見受けられた。</p>	
<p>【意見・要望】 ア 自主文化事業について、大幅な見直しを行うなど努力されているところであり、今後も継続した取り組みを進められたい。</p>	
<p>イ 公益財団法人日向文化振興事業団改革プラン(平成29年度～平成31年度)の実施結果について、検証と総括を行い明確な将来ビジョンを示されたい。</p>	
<p>ウ 指定管理業務について、指定管理者モニタリングチェックシートの自己評価を、市の評価が下回る項目が見受けられるので、各評価内容の詳細な分析に基づき、所管課と十分協議を行うなど、継続して業務改善に取り組まれたい。</p>	
<p>エ 会計事務処理の誤り防止、リスク管理の観点からマニュアル等の作成を急がれたい。</p>	
<p>オ 事業目的の展開をより効果的に図るために、コスト削減に向けた競争性の高い業務委託のあり方等について検討されたい。</p>	

指摘等	措置状況
<p>(2) 所管課 関係する法改正などの情報提供を速やかに行い、適宜、助言、指導をお願いしたい。</p>	